

# 山梨県公報

第千八百五十五号

平成二十年

五月二十二日

木曜日

## 目次

### 告示

救急医療機関等の認定(三件)……………二八三

県営土地改良事業の完了(十九件)……………二八三

道路の供用開始……………二八五

### 公告

土地改良区役員の退任及び就任……………二八五

開発行為に関する工事の完了について……………二八六

### 人事委員会

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………二八六

### その他

落札者等の決定について……………二八六

## 告示

### 山梨県告示第二百二十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。  
平成二十年五月二十二日

山梨県知事 横内正明

#### 一 救急病院の名称及び所在地

| 名称     | 所在地           |
|--------|---------------|
| 市立甲府病院 | 甲府市増坪町三百六十六番地 |

#### 二 認定期間

平成二十年五月六日から平成二十三年五月五日まで

### 山梨県告示第二百三十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。  
平成二十年五月二十二日

山梨県知事 横内正明

#### 一 救急病院の名称及び所在地

| 名称       | 所在地             |
|----------|-----------------|
| 社会保険鞆沢病院 | 南巨摩郡鞆沢町三百四十番地の一 |

#### 二 認定期間

平成二十年五月六日から平成二十三年五月五日まで

### 山梨県告示第二百三十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。  
平成二十年五月二十二日

山梨県知事 横内正明

#### 一 救急病院の名称及び所在地

| 名称     | 所在地            |
|--------|----------------|
| 巨摩共立病院 | 南アルプス市桃園三百四十番地 |

#### 二 認定期間

平成二十年五月九日から平成二十三年五月八日まで

### 山梨県告示第二百三十二号

県営土地改良事業(都留地区農村総合整備モデル事業)の工事は、平成六年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県告示第二百三十三号

山梨県告示第百三十九号  
県営土地改良事業（上野原地区農村総合整備モデル事業）の工事は、平成九年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日  
山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百三十四号  
県営土地改良事業（大月地区農村総合整備モデル事業）の工事は、平成八年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日  
山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百三十五号  
県営土地改良事業（原地区土地改良総合整備事業）の工事は、平成十三年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日  
山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百三十六号  
県営土地改良事業（真木地区ため池等整備事業）の工事は、平成九年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日  
山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百三十七号  
県営土地改良事業（古渡地区ため池等整備事業）の工事は、平成八年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日  
山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百三十八号  
県営土地改良事業（島田地区ため池等整備事業）の工事は、平成九年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日  
山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百三十九号  
県営土地改良事業（島田 期地区ため池等整備事業）の工事は、平成十二年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日  
山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百四十号  
県営土地改良事業（上野原地区ため池等整備事業）の工事は、平成十四年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日  
山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百四十一号  
県営土地改良事業（富岡地区中山間地域総合農地防災事業）の工事は、平成十二年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日  
山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百四十二号  
県営土地改良事業（芦垣地区中山間地域総合農地防災事業）の工事は、平成十六年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日  
山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百四十三号  
県営土地改良事業（多摩源流地区中山間地域総合整備事業）の工事は、平成十四年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日  
山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百四十四号  
県営土地改良事業（秋山地区中山間地域総合整備事業）の工事は、平成十五年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日  
山梨県知事 横内 正明

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第二百四十五号

県営土地改良事業（西原棚原地区中山間地域総合整備事業）の工事は、平成十五年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第二百四十六号

県営土地改良事業（丹波山地区中山間地域総合整備事業）の工事は、平成十六年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第二百四十七号

県営土地改良事業（道志地区ふるさと水と土ふれあい事業）の工事は、平成十四年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第二百四十八号

県営土地改良事業（小菅地区ふるさと水と土ふれあい事業）の工事は、平成十六年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第二百四十九号

県営土地改良事業（富士吉田地区田園居住空間整備事業【旧農村活性化住環境整備事業】）の工事は、平成十七年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第二百五十号

県営土地改良事業（山中湖地区田園居住空間整備事業【旧農村活性化住環境整備事業】）の工事は、平成二十年五月二十二日

業）の工事は、平成十七年三月三十一日をもって完了した。  
平成二十年五月二十二日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年六月十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年五月二十二日

山梨県知事 横内 正明

| 道路の種類 | 路線名  | 区間  | 延長（メートル） | 供用開始の期日     |
|-------|------|---|----------|-------------|
| 一般国道  | 三〇〇号 | 南巨摩郡身延町大字下山字上沢富士川右岸富山橋取付部地先から南巨摩郡身延町大字下山字上沢富士川右岸町道交差点地先まで | 一五五・〇    | 平成二十年五月二十二日 |

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、富士見土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成二十年五月二十二日

一 退任 山梨県知事 横内 正明

| 役職名 | 氏名    | 住 所            | 退任年月日       |
|-----|-------|----------------|-------------|
| 理事長 | 米山 正富 | 笛吹市石和町東高橋三四六番地 | 平成二十年三月三十一日 |
| 理事  | 半田 公仁 | 同 唐柏五三四番地二     | 同           |

|       |          |       |        |         |          |        |        |   |   |
|-------|----------|-------|--------|---------|----------|--------|--------|---|---|
| 同     | 同        | 同     | 同      | 同       | 同        | 同      | 同      | 同 | 同 |
| 山本美津雄 | 小川廣      | 大倉実   | 雨宮孝夫   | 荻野和之    | 野村利雄     | 大竹洋一   | 斉藤正司   | 同 | 同 |
| 八二番地  | 小石和一〇六番地 | 三三〇番地 | 砂原九二番地 | 井戸三四五番地 | 東油川一四〇番地 | 今井六〇番地 | 河内六七番地 | 同 | 同 |
| 同     | 同        | 同     | 同      | 同       | 同        | 同      | 同      | 同 | 同 |

二 就任

|     |       |               |           |
|-----|-------|---------------|-----------|
| 役職名 | 氏名    | 住 所           | 就任年月日     |
| 理事長 | 荻野 勇夫 | 笛吹市石和町井戸二二九番地 | 平成二十年四月一日 |
| 理事  | 青柳 義和 | 唐柏二〇六番地三      | 同         |
| 同   | 荻野 嘉邦 | 一四七番地         | 同         |
| 同   | 小菅 勝  | 東高橋三五七番地      | 同         |
| 同   | 山縣 廣之 | 今井三一番地        | 同         |
| 同   | 斉藤 伝  | 河内一〇一番地       | 同         |
| 同   | 初鹿 重富 | 小石和五三四番地      | 同         |
| 同   | 小澤 文男 | 二三五番地         | 同         |
| 同   | 雨宮 求  | 砂原九一番地        | 同         |

同 萩原 太志 同 東油川七八番地 同

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成二十年五月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 中巨摩郡昭和町飯喰字村西一三五〇の二、一三五〇の五、一三五一の二、一三五一の二、一三六五及び一三六五の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 静岡県静岡市駿河区八幡五丁目二十六番二十一号 株式会社ABC 代表取締役 富田直樹

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四十七号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成二十年五月二十二日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号に次のように加える。

ト 本庁において行う危機事案に係る情報連絡等のための当直勤務

附則

この規則は、公布の日から施行する。

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年五月二十二日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量  
セレザイム注二〇〇単位 四百バイアル（予定数量）
- 二 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成二十年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社スズケン甲府支店 山梨県中央市流通団地三丁目七番三号
- 五 随意契約に係る契約金額  
一バイアルあたり 十五万五千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番